

見積合せの実施について

下記のとおり見積合せを実施します。

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 : 政府所有 (加工原材料用) 外国産米穀の販売
- (2) 銘柄・数量 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最低応札数量 : 1トン
- (4) 引取期限 : 平成22年11月30日 (火)
- (5) 見積合せ方法 : 見積合せは、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代 (フレキシブルコンテナ使用料を含む。) 込みの1トン当たり単価及び数量にて行うものとする。

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。)に基づく加工原材料用米の有資格者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 総合食料局等契約指名停止等措置要領 (平成19年3月30日付け18総合第1884号総合食料局長通知) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

3 見積合せ説明書、売買契約書案等の交付の場所、期間及び日時

- (1) 場所 : 〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社 公用営業部
- (2) 期間 : 平成22年10月25日 (月) から平成22年10月27日 (水) まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く)
- (3) 時間 : 午前9時から午後5時まで

4 総合食料局情報管理システムの利用

本案件は、総合食料局情報管理システムで行う。なお、総合食料局情報管理システムにおける電子入札運用基準 (平成20年4月1日付け19総合第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。) 第2の2の(1) のアからエまでに掲げる事由により総合食料局情報管理システムによることのできない場合は、紙によることができる。

5 見積合せの場所及び日時

- (1) 場所 : 〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社 公用営業部
- (2) 別紙2の「政府所有 (加工原材料用) 外国産米穀買受見積書」受付締切日時
ア 総合食料局情報管理システムを利用する場合

平成22年10月28日 (木) 12時00分 (正午)

イ 紙による見積合せの場合

- (ア) 持参する場合 平成22年10月28日 (木) 12時00分 (正午)
- (イ) 送付する場合 平成22年10月27日 (水) 午後5時00分必着
- (3) 開札日時
平成22年10月28日 (木) 12時00分 (正午)

6 紙による見積合せによる買受見積書の提出場所及び提出方法

- (1) 場所： 〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号
日本通運株式会社 公用営業部

(2) 提出方法

買受見積書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「10月28日実施分 政府所有 (加工原材料用) 外国産米穀の買受申込書」と記入し、5の(2)に定める締切までに(1)の提出場所に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により、送付すること。

7 見積合せの無効又は取消し

- (1) 競争参加に必要な資格のない者のした見積合せ及び見積合せに関する条件に違反した見積合せは無効とする。
- (2) 申込価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (3) 同一の物品番号に見積合せ参加者が2通り以上の意思表示をした際の見積合せは、無効とする。

8 買受者の決定方法

- (1) 買受希望者から提出のあった見積書において、予定価格以上の見積書を提示した者のうち、高価の者から見積合せ対象数量に達するまでの者を買受予定者として決定する。
- (2) 買受予定人となる同価の見積書を提出した者が2人以上の場合は、見積書に記載された買受希望数量の多い者を先順位の買受予定人として決定する。ただし、同価かつ同数量の見積書の場合には、販売可能数量を買受者数で按分するものとする。
- (3) 最後の順位の買受予定人の買受希望数量が他の落札者の入札数量と合計して見積合せ対象数量を超えるときには、その超える数量については、見積合わせがなかったものとする。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約情報の公開

次に掲げる事項を農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

- (1) 当該見積合せに係る契約者の名称
- (2) (1)の者ごとの合計契約数量

11 現品の受渡方法

破砕精米については、変形加工工場、それ以外については在庫倉庫においてそれぞれ在姿での受渡しとする。

12 その他

- (1) 買受者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止となる。
- (2) 買受者は、別添のとおり、販売に際しての条件を遵守するものとする。
- (3) 運用基準第5の5又は6に基づき、総合食料局情報管理システムによる日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。
- (4) 本内容に記載なき事項は、見積合せ説明書による。

平成22年10月25日

所在地：東京都港区東新橋一丁目9番3号
受託事業体名：日通グループ

販売対象米穀一覧表

1 販売対象米穀(月別)

(沖縄向け販売)

(単位：トン)

産地	種類	引渡場所	整理番号	販売数量
タイ産	うるち破砕精米B	沖縄県浦添市及び米崎市	整理番号 0101	20
	もち精米	沖縄県	整理番号 0102	20
合計				40

注1 整理番号は、買受申込みを行う際に「政府所有(加工原材料用) 外国産米穀の買受申込書」の整理番号欄に記入する番号である。

注2 「うるち破砕精米A」は、破砕精米のみの引渡しとする。

注3 「うるち破砕精米B」は、破砕精米及び加工段階で発生する微細米をセットにした引渡しである。なお、破砕精米と微細米の割合は米国産の場合は89：11、タイ産の場合には85：15とする。

(微細米の規格については、破砕後ふるい目1.7mmを通過した米粒(粉を含む)とする)

2 破砕精米の申込

(1) 「うるち破砕精米A」に申し込む場合は、破砕精米のみに係る数量及びトン当たり単価を申し込むこととする。

(2) 「うるち破砕精米B」に申し込む場合は、破砕精米及び加工する段階で発生する微細米を合わせたものに係る数量及びトン当たり単価を申し込むこととする。

3 販売米穀の適正使用

販売米穀の引渡後にカビが発生することのないよう、以下の点に留意すること。

- (1) 引渡後早期に使用(1週間以内)すること。
- (2) 原料米穀の保管は、カビが発生しないよう温度及び湿度等適切な管理を行うこと。
- (3) 引渡後にカビ等の異物を発見した場合は、速やかに通報するとともに、当該米穀の使用を凍結すること。

別添

政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売に際しての条件

買受人（買受人が組合等の場合は、当該組合等の構成員を含む。）は、下記の事業者に対して、買い受けた米穀について、転売、貸借その他の処分及び変形加工、とう精、再調整その他の業務の委託を行うことはできませんので、御留意願います。

記

事業者名	所在地	禁止期間
協和精麦株式会社 代表者 米山 敬二	神奈川県伊勢原市沼目 5丁目 2番 5号	平成22年 7月22日 から 9ヶ月
甘糟損害貨物株式会社 代表者 清水 計喜	神奈川県横浜市鶴見区駒岡 3丁目10番 2号	同上
石田物産 代表者 石田 好正	平成19年は神奈川県横浜市で営業、 平成20年から休業中	同上
共伸商事 代表者 渡邊 輝雄	愛知県半田市浜町28番地	同上

見 積 合 せ 説 明 書

この見積合せ説明書は、政府所有（加工原材料用）外国産米穀の販売に係る見積合せに参加しようとする者に、見積合せを行うため必要な事項（見積合せの実施についてに記載された事項を除く。）について説明するものである。

1 見積合せの心得

- (1) 見積合せ参加者は、あらかじめ、見積合せの実施について、見積合せ説明書、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）及び契約書案の条項を熟覧の上、参加しなければならないものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 見積合せ参加者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を提出させなければならぬ。
- (3) 見積合せ参加者又は見積合せ参加者の代理人は、同一の見積合せにおいて他の見積合せ参加者の代理をすることができない。
- (4) 見積合せ参加者は、見積合せ時刻を過ぎたときは、見積合せすることができない。
- (5) 見積合せ参加者は、提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

2 見積書の記載

- (1) 見積書は、特に指示がある場合を除き、別紙2の書式により作成し、封かんの上（総合食料局情報管理システムによる場合を除く）、申請者の氏名を表記し見積合せしなくてはならない。
- (2) 見積書に記入する数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定された期日までに提出するものとする。
- (3) 代表者欄には、買受資格の申請の際に用いた代表者の氏名を記入し、併せてその際に用いた印鑑を押印すること。
なお、代理人をして見積合せさせる場合は、代理人の氏名、印鑑とする。
- (4) 代理人による見積合せの場合は、見積書に競争参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載して押印するものとする。
- (5) 見積書（別紙2）は、販売対象米穀の数量の範囲内において買受申込数量（トン単位）及び買受申込単価を記入する。
なお、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含まないトン当たり包装込みの買受申込単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては見積合せ単価に数量を乗じた価格に当該価額の100分の5に相当する額を加算した金額を支払うものとする。
- (6) 見積書の数量は、特に指示がある場合を除き、トン単位とし、トン未満の端数は付してはならない。

- (7) 見積書の金額は、特に指示がある場合を除き、円単位とし、円未満の金額を付してはならない。
- (8) 見積書の訂正箇所には、訂正印を押印すること。(ただし、価格を訂正した場合は無効とする。)
- (9) 提出済みの見積書の引換え、変更又は取消しはできない。

3 見積合せの無効

次に該当する見積合せは無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者とした見積合せ
- (2) 買受申込みの際し、虚偽の申告をした者がした見積合せ
- (3) 委任状を提出していない代理人のした見積合せ
- (4) 見積合せ者の記名押印のない見積合せ
- (5) 見積合せ価格を訂正した見積合せ
- (6) 見積合せ価格に円未満の数を付した見積合せ
- (7) 見積書が所定の記載方法によらない見積合せ
- (8) 整理番号別の売渡数量を超えて見積合せした者の当該整理番号に対する見積合せ
- (9) 見積合せの対象とされる数量及び金額に係る記載が不鮮明又は不明確な見積合せ
- (10) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした見積合せ
- (11) 見積合せ者が2通り以上の意思表示をした際の当該見積合せ
- (12) 見積合せに制限を設けた場合に、その制限に反して見積合せをした者の見積合せ
- (13) 電報、電信及びフアクシミリによる見積合せ
- (14) 公正な手段によらない見積合せ
- (15) 前号までに掲げるもののほか、この説明書に定める条件に違反した見積合せ

4 同価格の見積合せ

- (1) 買受可能となるべき同一価格の見積合せをした者が2人以上あるときは、見積合せ数量の多い者から順次買受人とする。
- (2) 買受可能となるべき同価、同数量の見積合せをした者が2人以上ある場合は、くじによって買受人を決定するものとする。

5 見積合せ結果の通知

- (1) 総合食料局情報管理システムによる場合
見積合せの結果は、総合食料局情報管理システムにより翌日(ただし、翌日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。)までに申請者に通知する。
- (2) 紙による場合

見積合せの結果は、見積合せ参加者に対し、翌日までに原則として一般競争参加資格審査申請書に記載してあるFAX番号あてに連絡を行う。

なお、FAX以外の連絡方法を希望する場合は、平成22年10月27日(水)午後5時までに、了解を得ておくものとする。

(3) 見積合せの決定が遅れる等により、翌日までに結果の連絡ができない場合は、別途連絡する。

6 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積合せ参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 契約の締結

買受人は、買受決定の翌日から21日以内に契約書に記名押印の上、契約を締結しなければならぬ。

8 契約数量

契約数量は、国が買受人に引き渡す現品の荷姿の状況又は流通の実態等に応じ、買受数量の近似値で買受人との間で調整することがある。
(調整方法)

基本的には、契約数量は見積合せされた申込数量を量目（トンを含む。）で除し、当該数値を四捨五入して得られた数値（整数）に、申込みのあった米穀の量目（トンを含む。）を乗じて得た数量とする。

9 見積合せに関する問い合わせ先

〒100-8950 東京都港区東新橋一丁目9番3号

日通グループ受託事業体事務局内

日通商事株式会社 物流商品部

担当 松下、木下

日本通運株式会社 公用営業部

担当 真野、吉村

電話 03-6251-1234

FAX 03-6251-6616

平成22年10月25日

政府所有米穀取扱い基本契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）と政府所有米穀の販売等業務の受託事業体である日通グループ 代表者 日通商事株式会社（以下「乙」という）は、乙が取扱う政府所有米穀（以下「政府米」という）の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

第1条（目的）

乙は、政府が所有する米穀の販売等に関する業務について、政府から販売等の業務代行の委託を受けた。

この基本契約は、政府と乙の委託内容に基づき、乙が甲に引渡しする政府米の基本的事項を定めるものであり、甲乙間で締結される個々の取引契約（以下「個別契約」という）、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

第2条（契約の締結）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に規定する政府産米の買受資格者とし、乙は政府所有米穀の販売等業務の受託事業体とする。甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

- 2 甲は、政府米買受の決定後、直ちに乙との間で本契約を締結する。
- 3 本契約の締結以降の取引が発生した場合には、個別契約に基づき行う。

第3条（個別契約）

政府米の種類、用途、買受数量、単価、買受金額、引渡し期限、引渡し場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める場合を除き、個別契約において定める。

- 2 個別契約は、甲が個別契約において定められた買受代金を乙に支払い、乙がこれを受領したときその効力を生じるものとする。

第4条（米穀の用途）

甲は、買い受けた政府米を第3条の個別契約において定めた用途に使用しなければならない。

第5条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは前納制とする。乙は請求書を甲に届け、甲は第3条の個別契約に基づき乙の口座に振込みにて支払う。

- 2 振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲から支払われた代金は乙を通じて政府に納付する。

第6条 (政府米の引渡し)

- 乙は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、第3条の個別契約で定めた引渡場所において甲に引渡しものとする。
- 2 乙は、政府からの通知される引渡通知書に記載されている引渡日を甲に連絡し、甲は引渡日に政府米を引取るものとする。
- 3 引取りに要する運送料は、甲の負担とする。
- 4 甲は、政府米を引取り後、乙に対し所定の引取り報告をする。

第7条 (引渡現品の管理)

甲は、引渡しを受けた政府米については、食品衛生法 (昭和22年法律第233号)及び食品衛生に関する都道府県条例その他関連する規則等を遵守し、汚損、カビ、鼠害が発生しないう環境で保管・管理しなければならない。

第8条 (帳簿等の整理)

甲は、政府米の受払いについて、乙が別途定める様式の台帳を整備する。

第9条 (調査・報告)

- 甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成21年法律第26号) 第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、乙及び乙に政府米の販売業務等を委託している政府から当該業務又は資産その他財務の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。
- 2 甲は、乙の求めがあつた場合には、本契約により買い受けた政府米の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を乙に提出する。

第10条 (所有権の移転と危険負担)

政府米の所有権は、第3条の個別契約において引取りを指定した引渡し場所での引渡しをもって、政府から甲に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府米の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

第11条 (瑕疵担保)

甲は、政府米の引取り後1ヶ月以内にカビの発生、政府米の品質変化又は異常の発生等、隠れた瑕疵を発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかにその旨を乙に書面にて通知する。

- 2 乙は、甲から前項の連絡を受けたときは、甲と協議の上、政府の同意を得て、瑕疵のあつ

た政府米と同等の政府米を甲に引渡すことができる。

3 甲は瑕疵のあった政府米を乙に返還するものとする。

4 返還の費用は乙が負担する。

5 乙は返還後の政府米の処置について、政府の指示に従う。

第12条 (第三者損害)

甲は、政府米販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、甲は当該第三者に対して責任を負うものとし、乙に一切の迷惑をかけないものとする。

第13条 (解除)

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約及び個別契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を何らかの催告なくして直ちに解除することができる。

2 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が、第4条の用途以外に供したとき。

(2) 本契約又は個別契約の債務の履行を怠ったとき。

(3) 手形、小切手が不渡りとなったとき、その他支払いを停止したとき。

(4) 差押、仮差押、競売、租税滞納処分を受け、その他公権力の処分を受けたとき。

(5) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(6) 営業を廃止し、又は清算の手続きに入ったとき。

(7) その他信用状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(8) 甲が、本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと乙が認めるとき。

3 乙は、前項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米の買受代金を甲に返金し、甲は、当該契約に係る政府米を乙に返還する。

第14条 (違約金)

甲は、第4条の規定に違反したときは、次の各号のいずれか高額である方を違約金として、乙に支払わなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合においては、乙がその超過につき損害賠償を請求することを妨げない。

- (1) 違反に係る政府米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、乙から買い受けた政府米であって甲が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額

(2) 違反に係る政府米を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、乙から買い受けた政府米であって甲が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分30を乗じて得た額

2 甲は、第13条2項(2)乃至(7)により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、乙に支払わなければならない。

第15条 (解除権の留保)

乙は、甲が締結した他の政府米の取扱い契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、乙に支払う。

3 乙は、本条第1項により本契約が解除されたときは、本契約に係る政府米の買受代金を、甲に返金する。

4 甲は、第1項により本契約が解除されたときは、本契約に係る政府米を、乙が別途指定する場所に返還する。

第16条 (違約金の支払い期限)

甲は、第14条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、乙が指定する期日まで支払わなければならない。

第17条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、個別契約の内容及び本契約に基づいて知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、乙が法令又は第1条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に對して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

第18条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく、本契約及び個別契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第19条 (責任の免除)

乙は、天災地変、戦争、争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により、政府米の引取りが不可能となり、又は遅延する事態が生じた場合は、甲が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

2 前項の場合、甲及び乙は十分協議し、これに対応するものとする。

第20条 (変更)

甲及び乙は、本契約又は個別契約その他の取引条件について、変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

第21条 (法令遵守)

甲及び乙は、本契約、個別契約、及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例、規則等を遵守する。

第22条 (解約)

甲及び乙は、本契約の有効期間中であっても、3ヶ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

第23条 (契約有効期間)

本契約の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙いずれからも解約の意思表示がなされないときは、更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

第24条 (存続条項)

第4条、第12条、第14条、及び第17条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

第25条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第26条 (協議解決)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各 1 通保有する。

2010年 10月 日

甲

乙